

J P C 奨学財団
2025 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

当財団は、我が国の革新的な技術、学術の発展に寄与する人材、グローバルな視野をもった人材の育成を目的として、理工学を学ぶ資質優秀な学生に奨学援助を実施いたします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、進路を拘束するものではありません。

3. 応募資格

この奨学金の応募資格は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 2025 年 4 月 1 日現在、関東地方の大学の理工系の学部又は研究科に所属する大学 1 年生及び大学院 1 年生（修士課程又は博士前期課程）であること
- (2) 日本国籍を有すること
- (3) 2025 年 4 月 1 日現在の年齢が 30 歳以下であること
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること

4. 採用人員

17 名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額 40,000 円

(2) 支給の期間

2025 年 4 月から、学部生は 4 年次修了時まで（最長で 2029 年 3 月までの 4 年間）、大学院生は 2 年次修了時まで（最長で 2027 年 3 月までの 2 年間）

(3) 支給の時期

初年度 4 月分から 6 月分は 7 月に 3 ヶ月分をまとめて支給します。その後は 3 ヶ月毎にまとめて支給します。

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績*又は性行が著しく不良になったとき
*学業成績の著しい不良とは、進学・進級するために必要な常識的な単位数を取らなかった場合のことをいう。
- (3) 休学、転学、退学又は転部したとき、又は1ヶ月以上の長期にわたって欠席するとき
- (4) 留年または卒業延期の恐れがあるとき
- (5) 外国へ留学しようとするとき（応相談）
- (6) 在学大学で処分を受けたとき
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (9) 届出義務を怠ったとき
- (10) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき

7. 応募の手続

次の区分に応じた必要書類を所属大学及び氏名を記載した封筒に入れて、大学の奨学金担当窓口へ提出してください。原則として学生からの直接応募は一切受け付けません。

(1) 大学1年生の場合

- ・奨学生願書・履歴書（所定の様式※1）
- ・住民票の写し（本人分とし・マイナンバー記載は不要）
- ・前課程の成績証明書（高校の調査書等で各教科の評定、出欠の記録が記載されたものに限る。）
- ・在学証明書
- ・高等学校長の推薦書（所定の様式※1）

(2) 大学院1年生の場合

- ・奨学生願書・履歴書（所定の様式※1）
- ・住民票の写し（本人分とし・マイナンバー記載は不要）
- ・前課程のGPA学力基準証明書（GPAが記載されたもので、大学が発行する書類であること）及び標準化GPA計算書（所定の様式※1,2）
- ・在学証明書
- ・大学学長の推薦書（所定の様式※1）

※1 各所定様式は当財団ホームページからダウンロードすること

<https://www.netjpc.com/company/scholarship/index.html>

※2 GPAの制度がない大学の場合には、成績証明書及び標準化GPA計算書を提出すること

8. 応募締切日

~~2025年5月16日(金) 当財団事務局必着~~ 2025年4月25日(金)
都心学生生活課必着

9. 選考及び決定

- (1) 書類選考、面談（書類選考通過の大学1年生のみ実施、2025年6月初旬を予定）、選考委員会の審査を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 選考結果については、大学に通知します。採用者には採用通知を送付いたします。（2025年6月下旬を予定）。

10. 奨学金受給にあたっての順守事項

奨学生に採用された方は以下の事項を順守することを義務とします。

- (1) 進級時又は卒業時に生活状況報告書及び前年の成績証明書を提出すること
- (2) 下記に該当することとなった場合には、直ちに当財団事務局に届け出ること
 - ① 休学、転学、転部又は退学したとき、又は1ヶ月以上の長期にわたって欠席するとき
 - ② 留年又は卒業延期の恐れがあるとき
 - ③ 外国へ留学しようとするとき
 - ④ 在学大学で処分を受けたとき
 - ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ⑥ 住所、氏名、連絡先等の個人情報に変更があったとき

11. その他

- (1) 他団体等から奨学金を受ける場合であっても応募は可能ですが、選考にあたっては他の奨学金の受給状況を考慮します。また、併給を希望する場合、奨学金支給団体によっては併給を認めない場合があるので注意してください。
- (2) 応募書類の受付後、記載内容の確認等のため、事務局より電話連絡をさせていただく場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

<資料送付先>

〒179-0081 東京都練馬区北町三丁目10番18号
公益財団法人 J P C 奨学財団 事務局 宛て